

一人ひとりが輝くまち ⑤

2003~2012
国連識字の10年

みえての人々に教育を

事件報道から考える

〜DVはひとりで悩まないで〜



DVとはドメスティックバイオレンスの略で、配偶者や恋人など身近な人から受ける身体的、精神的、経済的暴力などのことをいいます。

復縁をせまる元配偶者による立てこもり事件など、生命を脅かすような暴力事件が多発しています。昨年末徳島県では、家庭裁判所からDV防止法(※)に基づき接近禁止の保護命令を受けた配偶者による殺人事件が起きました。

内閣府の調査では、平成18年(2006年)に都道府県が設置する配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は5万8000件で、平成14年(2002年)の約1.6倍になっています。DVは重大な人権侵害であり、犯罪であると認識されていますが、家庭内で行われることが多いため、周囲の人が気づくころには大きな事件に発展してしまいます。直接的な被害者への影響ばかりでなく、家庭内での暴力を目撃し続けた子どもにも深刻な影響を与えます。

被害者は「自分が悪いから」と思い込みがちですが、心豊かに生きるために、配偶者からの暴力をなくし、男女が互いに人権を尊重しながら安心して生活できるように、ひとりで悩まずに、まずは相談しましょう。

(人権啓発広報編集委員会)

女性相談

月・火・木曜日
10時~16時
サン・シープラザ内
問い合わせ先
社会福祉課 (☎0848
⑦6060)

※DV防止法
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

人権標語

(高校2年生の作品)

人権は 人からではなく 自分から

つまい話にぞ用心!!



28

消費生活相談

相談内容

「日用品をあげる」と声をかけられ、近くにある特設会場に行った。中で販売員が洗剤やラップなどの無料の商品を配っており、それを「はい」と手をあげてもらっていると、販売員が「80万円の高級布団が半額以下」と言った。ついつい手をあげてしまい、すぐに断ったが、販売員に強引に勧められ、断っても帰らせてもらえず、40万円近い布団を契約した。いらないので解約したい。

《アドバイス》

このような商法は、催眠商法といえます。「もれなく粗品進呈」といったチラシを配ったり、クジを引かせ「当たった」などと呼び込んで、広場やビルの一角に設けた会場に人を集めます。洗剤や食品などの日用品を無料または格安の料金で提供し、販売員の巧妙な話術で雰囲気盛り上げ、「もらわなければ損」と一

催眠商法のわなに注意

種の催眠状態を作り出し、高価な商品を買わせる商法です。先ほどの相談のように密室状態で販売員に囲まれ、帰りたくても帰してもらえない雰囲気の中で仕方なく契約したといったトラブルが絶えません。「無料で物をさしあげます」といった言葉に誘われても、安易に会場に行かないようにしましょう。

催眠商法は、特定商取引法の「訪問販売」にあたるので、契約書面を受け取った日を含めて8日間は、クーリング・オフにより無条件で契約を解除できます。書面で通知しましょう。

消費生活相談室

☎0848⑦6410

とき 月~金曜日10時~12時13時~16時
ところ 市役所本庁(5階)

今月の消費生活巡回相談

10日(金) 14時~16時
本郷支所
31日(金) 14時~16時
くい文化センター

問い合わせ先 商工振興課

☎0848⑦6072 FAX 0848④41003